

事務所通信



今年も一年ありがとうございました

こんにちは。今年も残りわずかとなってまいりました。

今年も大変お世話になり、心より感謝申し上げます。来年も更なるサービス向上を目指し、従業員一同誠心誠意努力をしておりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、年末年始の営業日についてご案内させていただきます。

令和4年12月28日(水)～令和5年1月4日(水)

1月5日(木)より通常営業いたします。

皆様、どうかよいお年をお迎えください(*^^*)



アークグロー・パートナーズ税理士法人の取り組み *第4弾* Part2

当税理士法人では月次顧問サービスの一環として様々なサービス提供を行っております。今月は先月号よりご紹介しております『インボイス制度申請・通知のご案内』に関してです。

【インボイスの種類と記載事項】

インボイス(適格請求書)とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書、その他これらに類する書類をいいます。

インボイス(適格請求書)とは、登録番号などの法定事項が記載された書類の法律上の名称であり、実務で使用する書類にまでこの名称を用いる必要はありません。中小企業であれば、手書きの領収書を交付しても何ら問題ありませんし、電話番号などで事業者が特定できる場合には、屋号や省略した名称を記載しても構いません。返品や値引などに伴い、売上代金の返金や売掛金の減額(売上に係る対価の返還等)をした場合には、取引先に対して「適格返還請求書」の交付が義務づけられています。

取引先は、受領したインボイスに記載された税額

から「適格返還請求書」に記載された税額を控除して仕入税額を計算します。

適格請求書と適格返還請求書は一の書類により交付することができます。

また、税抜(税込)取引金額と消費税額についても相殺後の差額を記載することができます。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- 税率ごとに区分した消費税額等**又は適用税率

請求書

11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

領収書

11月30日

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥242
軽減税率対象		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

*適用税率又は消費税額等のどちらか全記載
**内方記載することも可能

○ 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。

② XX年12月5日 販売奨励金支払明細書
 株式会社 〇〇御中
 販売奨励金支払額 13,160円

日付	品名	奨励金金額
11/1	野菜 *	540円
11/1	日本酒	1,100円
...
合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

④ 〇〇商事㈱ 登録番号 T 012345...

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※ 両方記載することも可能です。

⑥ * 軽減税率対象

- 適格返還請求書の記載事項
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 対価の返還等を行う年月日
 - ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
 - ④ 対価の返還等の取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額(税抜き又は税込み)
 - ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

※国税庁より

【税率ごとに区分した消費税額等の端数処理】

インボイス制度においては、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価格を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%または8%を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。したがって、適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日
 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,197円
 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	消費税額 → 2,164
10%対象計				28,158	消費税額 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

※国税庁より

インボイスに関してまだまだ不明点や不安等がある場合、ご依頼いただきましたら説明会を開催します。25,000円/時間 講師は弊社代表の國松です。開催日時は要相談となります。詳細に関しましては、担当者もしくは事務所までご連絡ください。

申告書の提出期限

提出月	12月	1月	2月
確定申告	10月決算	11月決算	12月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	4月決算 1月、4月、7月	5月決算 2月、5月、8月	6月決算 3月、6月、9月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人
Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人
 【本社】 〒524-0042
 滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1
 TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474
 【東近江市】 〒527-0021
 滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号
 TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717